# 情報化社会に思うこと 健全育成シリーズ (12)

驚きである。一方では情報過多に 可能になりました。さらにはチケ 進歩により現在では居ながらにし も後を絶たない状況です。 件は増加の一歩であり、 そのことにより迷惑を被っている より、情報に振り回されたりまた や将棋まで対局できるというから ットや物品の購入、はたまた囲碁 コンピューターや携帯電話などの では携帯電話などを利用しての事 できたり、 人も出てきています。特に、最近 て世界中の情報を収集することが 便利な世の中になったものだ。 世界中の人との対話が 凶悪事件

段気にもとめずに生活していた 報量も多くなく、情報伝達・収集 があった。当時は今日のように情 別能力の必要性を説いていたもの 情報伝達手段の進歩・増加により 身も情報に疎かったせいもあり別 手段も限られていたことや自分自 情報収集能力以上に情報選択・判 情報量は飛躍的に増加するから になってくるとその事の大切さを もうかれこれ三十年前になろう 何かの本でこれからの時代は 今日のように情報過多の時代

> 多い。多くの親はその言葉(情報) もからの情報でよくあるのは「み うか否か決断するときです。子ど どもからの情報を受けてそれを買 が現実です て買い与えてしまうことが多いの を確かめることなく、 分の身近にいる仲間数人の場合が もの言う「みんな」とは、大抵は自 子どもに物をねだられたとき、子 身近なところでもよくある。親が いうと難しいように聞こえるが んな持っている」であるが、子ど 情報選択・判別能力の大切さと 鵜呑みにし

うのが実情のようです。一方、子 通話やメールのやりとりが専ら どもの話を聞けば、仲間同士での もから催促されて買わされたとい 多いようだが、多くの場合は子ど 生で二十パーセント、高校生では えているような使われ方はしてな っている者もあり、概して親が考 友達同士でメールのやりとりをや クセスや授業中携帯電話を使って で、中には出会い系サイトへのア 意見では、いつでも連絡を取れる 携帯電話を持たせている保護者の 六十パーセントを超えるという。 少し前のある学校の調査では中学 の一つに携帯電話がある。中・高 ことと防犯上からと言うのが一番 が所持する割合も年々増加し 最近の中・高生が親にねだる物

論だがメールやインターネットへ 接続等々、 最近の携帯電話には、 様々な機能があり情 通話は勿

> き込まれる危険性が大きいと言え 判別能力が未成熟なため犯罪に巻 奇心旺盛であることと情報選択・ それを利用している中・高生は好 ことは大変困難であるし、一方で 情報の中から真の情報を見いだす 報量は多種・大量です。 これらの

防衛が大切になってきます。 用しないなど、受け取る側の自己 ことや真偽がわからない情報は信 分の身は自分で守るしかありませ 存在します。こうなるともはや自 の請求がくるなど悪質なものまで 切り、こちらからかけ直すと多額 を変更しなければ迷惑メールはひ とは言えない。携帯電話では設定 関わる規制は十分整備されている ん。不必要な情報は受け取らない 信記録に残るよう一回コールして っきりなしに入るし、最近では着 ところで、今日情報伝達などに

もあります。 し、親(大人)に確たる信念がな 判別能力の欠如とも考えられる が、反面、子どもの言うなりに買 が豊かになったことの証であろう ときに買えるということは、日本 く、自信を失いかけている証で さて、子どもに物をねだられた 与えることは、親の情報選択・

我々大人はお互いに信念を持って て振り回されることがないよう 言われているが、情報に惑わされ 対処していきたいものです。 昔から「百聞は一見に如かず」と

区

富士北麓・東部地域振興局健康福祉部(大月保健所)

### 板

## かかりつけ医を お持ちですか?

場でのお医者さんとの出合いがあ のお医者さん。 業医、各施設などで出会った担当 ります。出産のとき、学校医、産 人は 一生のなかでいろいろな立

少子・高齢化、慢性疾患の急増 医推進事業を実施しています。 医療圏(日常生活圏)を対象として、 専門化などの変化がみられます。 医学の進歩による医療の高度化 出会いではなかったでしょうか。 対応した、その時の機能にあった 病院と診療所の連携・かかりつけ そんな背景の中、国では、二次 その出会いはライフステージに 近年の医療を取り巻く環境は

のです。 医者」の良さを見直そうというも さんであり、 庭医」とも呼ばれ、近所のお医者 紹介する事業であり、かつて「家 選別に基づいた適切な医療機関を な医療を提供することと重軽症の これは、 初期医療における的 友人でもあった「町

ましょう。 信頼できる「かかりつけ医」をもち 日ごろから何でも話し合える。

### 問合先

> 請をされている方へ 精神障害者通院医療費公費負担申 精神保健福祉手帳をお持ちの方や

県から市町村への 業務移管のお知らせ

○四月から精神保健福祉法が改正 されます。 類を提出していただくことにな る方は、お住まいの市町村へ書 受付窓口が県から市町村へ移管 神障害者通院医療費公費負担の に申請される方並びに更新され これにより、四月以降に新た 精神保健福祉手帳及び精

○業務移管に伴い、保健所に申請 されている内容を市町村へお伝 えすることにしております。

○不明の点などがございました ○なお、精神保健福祉手帳及び精 ら、保健所へお問い合わせくだ 併せてご承知おきください。 も福祉相談が受けられますので 請だけでなく、在宅福祉サービ スについても四月から市町村で 神障害者通院医療費公費負担申

#### 問合先

さい。

障害福祉課